

第一一八回

参第八号

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（案）

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び事務職員」を「、事務職員その他政令で定める職員」に改める。

第三条第三項中「学校栄養職員」の下に「その他政令で定める職員」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

女子教職員の出産に際しての補助教職員の臨時的任用制度の適用範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約千四百万円の見込みである。